

(平成22年1月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 15 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格喪失日の記録を平成9年2月1日に訂正し、標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格取得日の記録を平成9年10月21日に訂正し、標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年12月21日から9年2月1日まで
② 平成9年10月21日から同年11月1日まで

私は平成6年のA社入社以来、事業主の指示で一時期B社に転勤したが、継続してA社に在籍していた。給与明細書を提出するので、私が申立期間①及び②において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の供述により、申立人が申立期間①及び②においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、事業主は「A社とB社は、どちらも私が経営しており申立人は両事業所を行き来していた。平成18年に会計士が他界したので当時の資料は無いが、申立人の給与から厚生年金保険料を控除したと思う。」と回答していることから判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立人から提出のあった申立期間①及び②に係る給与明細書から、申立人は申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことが確認できる。

申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管する給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額から、申立期間①は15万円、申立期間②は16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の会計士が適切に処理して納付したとしているが、オンライン記録によると、申立期間①に係る申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日である平成8年12月21日、申立期間②に係る申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日である9年10月21日及び申立期間②に係る申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日である同年11月1日が、すべて雇用保険の離職日及び資格取得日と一致しており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ日を記録したとは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格得喪の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る8年12月から9年1月までの期間及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 9 月 12 日から 34 年 5 月 1 日まで
② 昭和 35 年 1 月 22 日から 39 年 4 月 28 日まで

申立期間の年金記録を確認したところ、脱退手当金が支給済みとの回答をもらった。

しかし、私は脱退手当金を受け取った記憶が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①と②の間にある2回の申立事業所における被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人がこれを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である4回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人のオンライン記録と厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額に係る変更記録の一部が異なっているため、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と101円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成5年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月21日から同年9月1日まで

私はA社に平成5年8月20日まで出勤し、同年8月31日までは所定の有給休暇届を提出した上で年次有給休暇を取得いたしました。この場合、同年9月1日が資格喪失日となるはずなので、私が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年8月20日までA社に出勤し、同年8月31日までは年次有給休暇を取得したとしているところ、オンライン記録によれば、同社において同年8月21日に資格を喪失している。

また、現在の事業主は、当該事業所が保管している申立人に係る雇用保険被保険者離職証明書に記載された離職日が平成5年8月20日であることから申立人に、同年8月21日以降の勤務実態は無く、同年8月分の厚生年金保険料を申立人の給与から控除していないと回答している。

しかし、当時の代表取締役社長、当時の経理責任者及び申立人の退職時の事務処理を行った社会保険事務担当者は、「申立人は平成5年8月21日から同年8月31日まで年次有給休暇を取得しており当該事業所に在籍していた。申立人の同年8月分の給与から厚生年金保険料を控除したと思う。」と供述している。

また、申立人の預金取引明細表には当該事業所に係る平成5年8月分の給

与振込額が記録されており、この金額は申立人が同年8月31日まで在籍していたものとして試算した給与の総支給額から当時の料率に基づき試算した厚生年金保険料、健康保険料、所得税及び雇用保険料を控除した金額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該事業所における資格喪失日は平成5年9月1日であり、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年7月のオンライン記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、現在の事業主は厚生年金保険料を控除していないので履行していないと回答している上、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから、申立期間当時の事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成5年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間①、②及び③に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は13万2,000円、申立期間②及び③は27万2,000円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間④及び⑤に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は申立期間④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間④及び⑤に係る標準賞与額の記録を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①、②、③、④及び⑤の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月26日
② 平成17年7月15日
③ 平成17年12月15日
④ 平成18年7月20日
⑤ 平成18年12月20日

年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無かった。

賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる賞与明細書を提出するので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、申立人から提出のあった賞与明細書の

記録により、申立人は申立期間①、②及び③においてその主張する標準賞与額（申立期間①は 13 万 2,000 円、申立期間②及び③は 27 万 2,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①、②及び③に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間①、②及び③における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④及び⑤については、事業主は平成 21 年 4 月に申立人の申立期間④及び⑤に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しているところ、当該記録は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人から提出のあった賞与明細書の記録により、申立人は申立期間④及び⑤においてその主張する標準賞与額（28 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間④及び⑤に係る賞与支払届を提出したことが確認できるほか、当該保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間④及び⑤における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成14年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月30日から同年5月1日まで

私は平成12年4月から14年4月30日までの期間、A社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）に確認したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い旨の回答をもらった。申立期間について間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保管する賃金台帳により、申立人は同事業所に平成14年4月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所が保管する賃金台帳から確認できる厚生年金保険料額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の資格喪失日は平成14年4月30日と記載されている上、事業主は「当時の事務手続担当者が申立人の資格喪失日を誤って平成14年4月30日と届け出た」と回答していることから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（その後

に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納入する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成14年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月30日から同年5月1日まで

私は平成7年4月から14年4月30日までの期間、A社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）に確認したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い旨の回答をもらった。申立期間について間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保管する賃金台帳により、申立人は同事業所に平成14年4月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所が保管する賃金台帳から確認できる厚生年金保険料額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の資格喪失日は平成14年4月30日と記載されている上、事業主は「当時の事務手続担当者が申立人の資格喪失日を誤って平成14年4月30日と届け出た」と回答していることから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（その後

に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納入する義務を履行していないと認められる。

岩手厚生年金 事案 522

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和44年9月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については3万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月12日から同年11月1日まで

A事業所に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。当時の給与支払明細書を提出するので厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給与支払明細書及び源泉徴収票により、申立人がA事業所に昭和44年9月12日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録では、当該事業所は、昭和44年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているため、申立期間当時は適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿により、当該事業所は同年8月28日に有限会社として設立されている上、申立人及び同僚は、同年9月には十数人の従業員がおり、作業を行っていたと供述していることから、申立期間当時、適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間において厚生年金保険の適用事業所で

ありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月まで
結婚した昭和 56 年 11 月以降は、国民年金に任意加入し、国民年金保険料は夫の給料から天引きされていた。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後は自身で国民年金保険料を納付した記憶は無く、保険料は夫の給料から天引きされていたとしており、申立人の夫は、自身が勤務する会社に任せていたとしているが、申立人の夫が会社に確認したところ、会社では個人的なことについては行わないと回答を受けたとしている。

また、申立人が所持する年金手帳には、国民年金の被保険者でなくなった日として昭和 60 年 7 月 11 日と記載されていることが確認でき、オンライン記録及び A 市作成の国民年金被保険者名簿においても、同日に国民年金被保険者資格を喪失したことが確認できることから、申立期間は未加入期間となり、申立人は申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。なお、同被保険者名簿によると、申立期間を含む昭和 60 年度の保険料については、昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの保険料のみが同年 12 月 9 日に納付された記録となっており、申立期間の保険料は納付された形跡がみられないことが確認できる。

さらに、A 市作成の国民年金被保険者名簿において、資格喪失の欄には、「60.7.11」及び「入力 60.7.11」と印が押され、喪失事由の欄は「喪・申・死・6-2・却」のうち、「申」に丸が付されていることが確認できる。ところ、当該表記について、A 市では、申出により資格喪失したものと考えられるとしていることを踏まえると、申立人側からの申出により、昭和 60 年

7月11日に国民年金被保険者資格を喪失したものと推認される。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から52年12月まで
会社を退職し、結婚したのをきっかけに国民年金へ加入し、国民年金保険料を定期的に納付していた。未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚したことをきっかけに国民年金へ加入したとしており、申立期間は、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であることから任意加入対象期間となるところで、オンライン記録によると、昭和53年1月23日に国民年金へ任意加入している。制度上、任意加入者はさかのぼって被保険者資格を取得することができないことから、申立期間は未加入期間となる。未加入者には国民年金手帳及び納付書が発行されないことから、申立期間の保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人の婚姻後の国民年金手帳記号番号は昭和53年1月13日にA市B区において払い出されているが、申立人は、42年2月に結婚した時から平成4年3月にC市に引っ越すまでB区に住んでいたとしており、申立人に対して、申立期間に係る別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 60 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 60 年 1 月まで

私の国民年金保険料は父が納付していたが、私が A 市内のアパートに住んでいた時に、いつの期間については分からないが、国民年金の納付書が届き、その期間について納めているかどうかを A 市役所で調べてもらった記憶が有る。また、そのアパートに住んでいた時に、いつの期間については分からないが、8 万円ほど国民年金保険料を納付しており、それが申立期間の保険料だったかも知れない。

また、昭和 60 年 2 月及び同年 3 月も申立期間と同じ免除期間であったが、平成 7 年 2 月 20 日に保険料が納付されているので、申立期間についても、父が納付していたかも知れない。亡くなった父には尋ねられないので、調べて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市内のアパートで暮らしていた時に、国民年金の納付書を受け取ったとしている一方で、A 市への転入手続は行ったものの、国民年金については何も手続した記憶は無いともしている。戸籍の附票によると、申立人は、昭和 61 年 10 月 1 日に A 市に住所を定めていることは確認できるが、追納や納付書作成の申出などを自身では行ったことは無いとしていることから、申立人が受け取ったとする納付書は申立期間についての納付書とは考え難い。

また、申立人は、そのアパートに住んでいた時に 8 万円ほど国民年金保険料を納付したとしており、それが申立期間の保険料であったかも知れないとしているが、申立期間に要する追納保険料額は 19 万 4,800 円であり、申立人が納付したとする金額とは大きく異なる。

さらに、申立人は、申立期間直後の昭和 60 年 2 月及び同年 3 月も申立期間と同様に免除期間であったが、平成 7 年 2 月 20 日に追納されているので、申立期間についても、申立人の父が追納したかも知れないとしているが、この時点で申立期間については時効のため追納できない期間である。

加えて、オンライン記録によると申立期間は申請免除となっており、B 町（現在は、C 市）作成の国民年金被保険者名簿の記録と一致している。

そのほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から61年3月まで
父が亡くなった後、農協を辞めてから名義変更などの手続のため市役所に行った時、国民年金への加入手続も一緒に行い、納税組合に保険料を納めた。未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年11月に払い出され、オンライン記録及びA市作成の国民年金被保険者名簿では、国民年金の被保険者資格取得年月日は61年4月1日となっていることから、申立期間は未加入期間となり、申立人に対して納付書が発行されることは無く、保険料の納付はできなかったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った際、市役所の担当職員から「国民年金の加入は国民の義務だから保険料を納付しなければならない」と言われたとしているが、被用者年金加入者の配偶者が国民年金の強制適用とされたのは昭和61年4月からであり、59年10月に加入手続をしたとする主張と符合しない。

さらに、申立人が主張しているとおりの昭和59年10月に国民年金の被保険者資格を取得し、保険料を地区の納税組合に納付するためには、納税組合では保険料の集金は現年度分のみを取り扱うこととなるため、別の国民年金手帳記号番号が必要となるが、申立人は、20歳以降、A市以外に住民登録していないなど、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間の保険料を納税組合で納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 9 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月から平成元年 3 月まで
母は、私が 20 歳になった時に、私の国民年金に係る任意加入手続をし、国民年金保険料を納付していたはず。未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身では申立期間に係る国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付は行ったことは無く、当時 A 市に在住していた申立人の母が、自発的に行ってくれたはずと主張しているが、申立人の母は、申立人に係る国民年金への加入手続を行い、保険料を納付したのは、申立人から加入手続をするよう依頼されたことが契機であるとしており、申立人と申立人の母の主張は相違している。

また、申立人は、大学時代は B 県に居住していたものの住民票は A 市から異動したことは無かったとしているが、申立人の運転免許証番号から、申立人が 19 歳となる昭和 60 年には、B 県に住民登録していることが確認できる上、戸籍の附票によると、申立人は 63 年 12 月に他市町村から A 市に転入していることが確認できる。仮に、申立人が 20 歳になった時に A 市で国民年金に加入したとすると、申立人は、大学生であった期間中に、複数回、住民票の異動を行う必要が生じることとなり、住民票を異動したことが無いとする主張とは矛盾する。なお、申立人の母も申立人の住民票の異動手続をしたことは無いとしている。

さらに、申立人が 20 歳になった昭和 61 年*月から国外に居住していた平成 3 年 7 月までは、申立人は国民年金の任意加入対象者であるが、申立人の所持する年金手帳には、元年 4 月 13 日に国民年金の被保険者資格を取得した

旨の記載があり、オンライン記録及びA市作成の国民年金被保険者名簿の被保険者資格取得年月日とも一致する。任意加入者は、制度上、任意加入手続を行った日から国民年金の被保険者資格を取得することになり、申立期間は未加入期間となることから、申立人に対し、申立期間に係る保険料の納付書が送付されることは無く、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、C社会保険事務所（当時）によると、学生で国民年金に任意加入していた者が国外に転出し引き続き国民年金に加入する場合には、学生としての任意加入の資格を一旦喪失し、新たに国外居住者としての任意加入手続が必要となるとしており、A市でも国外に転出する人には窓口で国民年金の任意加入の説明を行っていたとしている。仮に申立人が20歳の学生時代に任意加入したとすれば、国外転出時に再度、国民年金への加入の手続を行うこととなり、加入手続の回数は2回となるが、申立人の母は、申立人に係る加入手続の回数は1回だけとしていることから、申立人の主張には不合理な点が見られる。

そのほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

私は、申立期間においてA社（現在は、B社）に所属し、C社、A社及びD社の3社の出資会社であるE社に勤務したが、社会保険事務所（当時）に照会したところ、年金加入記録が無いと回答された。給与明細書等の資料は無いが、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてE社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社に照会したところ、申立人の申立期間において厚生年金保険の加入に関する届出を行っていないと回答があり、かつ、同社から提出されたA社及びE社の厚生年金保険の資格の得喪に係る「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書、資格喪失確認通知書」に記載されている内容は健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致しており、このほかに、勤務状況や給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を示す関連資料や供述は得られなかった。

また、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は、E社において昭和45年4月1日取得、同年8月12日離職と記録されており、申立人が所属していたとする申立事業所の加入記録にはなっていない。

さらに、E社は、昭和45年6月1日から厚生年金保険の適用事業所になっており、同社における申立人の厚生年金保険の資格取得日と一致している。

加えて、当時、申立人とE社で一緒に勤務した複数の同僚に照会したところ、回答があった複数の同僚も、申立人の申立期間においてA社及びE社に係る厚生年金保険の加入記録は無い。

その上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月から同年 11 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険加入記録を照会したところ、A事業所に期間雇用者として勤務した1年目の昭和46年5月から同年11月までの加入した記録はあるが、2年目の47年5月から同年11月までの申立期間については加入した記録が無いと回答された。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間当時、B社経営のA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社が保管している「社会保険加入手続管理記録」には、同社に勤務した1年目の加入記録はあるが、申立人の申立期間に係る資格取得及び喪失についての記載は無く、これらの記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、同社の経理担当者は「申立期間当時の期間雇用者は、社会保険に加入にするかしないかは本人の希望であった」と回答しているところ、申立人の1年目に勤務した期間における雇用保険の加入記録は確認できるものの申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

さらに、申立人と一緒に期間雇用者として勤務したとする同僚には、その勤務していた期間について厚生年金保険に加入していない者が確認できる。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月 1 日から 46 年 11 月 30 日まで
私は、昭和 42 年ごろ A 社の社長の勧誘により入社したが、厚生年金保険の記録は 46 年 12 月 1 日からしかなかった。
昭和 42 年ごろ、前の職場から間を置かないで勤務し、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった 43 年 2 月から加入するのが正しいと思うので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の複数の同僚の供述から、申立人が申立期間当時、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人に係る厚生年金保険の加入について、当時、社会保険の手続を担当していた元役員に照会したが、当該事業所は 20 年以上も前に解散しており、資料は保管されていない上、B 市に事業所があった時から社会保険の届出関係を依頼されていた労務管理事務所は、昭和 59 年 1 月からの業務処理簿しか保存しておらず詳細は分からないとしており、申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることができなかった。

また、オンライン記録によると、申立人から申立期間一緒に勤務したとして名前が挙げられた複数の同僚には当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録が無い者も複数いることから、当該事業所の元役員に照会したところ、「はっきりと覚えていないが、加入させていない者もあったような気がする。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、当該事業所は B 市から C 市に移転した時に改めて同市において新規に適用事業所となっているが、継続して勤務している複数の同僚は、同市に移ってから、B 市にいた当時の厚生年金保険被保険者

記号番号で厚生年金保険に加入しているのに対し、申立人の同記号番号は当該事業所がC市に移転した後に新規に取得されているのが確認できる。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 517

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 12 月 21 日から 44 年 4 月 10 日まで
社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとのことだった。

しかし、私は脱退手当金を請求した記憶が無く、受け取った記憶も無いので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人と同時期に退職した複数の同僚は、退職時に事業所から脱退手当金の説明を受けたと供述しているとともに、退職後に事業所から脱退手当金について説明がなされた文書を受け取っている同僚がいることなどを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 50 年 3 月 31 日まで

私はA社に4年間勤務したが厚生年金保険が未加入となっている。同僚は厚生年金保険に加入していたと言っていたので、当該期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社の事業主及び申立人の同僚の供述から、申立人が申立期間において同社で勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所では、申立期間当時は政府管掌健康保険に加入するかB健康保険組合に加入するかを従業員に選択させていたとし、B健康保険組合に加入する者は厚生年金保険には加入させていなかったと供述している。

また、申立人が当該事業所で一緒に働いていたと名前を挙げた3人は申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は無く、そのうち2人は申立期間以前に当該事業所の厚生年金保険被保険者の資格を喪失しており、他の1人はB健康保険組合に加入していたと供述している。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から同年 7 月 20 日ごろまで
私は申立期間にA社B事業所に勤務していたが、ねんきん特別便が届き確認したところ、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る人事関係資料及び雇用保険の記録により、申立人は平成3年4月1日から同年7月31日まで臨時職員としてA社B事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社が保管する賃金額及び控除額等が記載されている出勤簿において、申立人の申立期間に係る賃金から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、A社は、申立期間当時の臨時職員に係る厚生年金保険の加入について、職員の加入希望に基づき手続をしていたと回答しているところ、申立期間にA社B事業所に臨時職員として勤務していた同僚は「私は昭和63年から平成4年まで毎年7月から12月までの6か月間勤務したが、厚生年金保険の加入は任意であったと思う。私は平成2年から厚生年金保険に加入した。」と供述している。

さらに、A社が保管する平成3年度臨時職員名簿において、申立事業所に平成3年4月1日から同年9月30日まで雇用されたことが確認できる同僚3名のうち2名については、当該期間に厚生年金保険被保険者記録が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 11 月 1 日から 32 年 4 月 16 日まで
② 昭和 39 年 11 月 16 日から 40 年 4 月 16 日まで
③ 昭和 40 年 11 月 16 日から 41 年 4 月 16 日まで
④ 昭和 41 年 6 月 16 日から同年 9 月 1 日まで
⑤ 昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 10 月 16 日まで

私は申立期間①はA社に、申立期間②及び③はB社C工場に、申立期間④及び⑤はD社（現在は、E社）に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①については、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について同社に照会したところ、当時の書類を保管しておらず、申立内容を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間において当該事業所に勤務していた者に照会したところ、当該事業所では自分たちのような季節労働者が厚生年金保険に加入できるようになったのは昭和 32 年秋からだとして供述している。

このことについて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、昭和 31 年 10 月から同年 12 月までの期間に資格取得した者はおらず、32 年 10 月から同年 12 月までの期間に資格取得した者は 45 人確認できる。

さらに、F協会が保管している昭和 31 年度会員名簿の当該事業所欄に記載されている者は、全員が申立期間において当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記録が無い。

B社C工場に係る申立期間②及び③については、F協会から提出のあった申立人に係る経歴書及び雇用保険の加入記録から判断すると、昭和39年11月2日から40年4月15日までの期間及び同年11月18日から41年4月19日までの期間において、申立人が同工場に勤務していたことが認められる。

しかし、当該工場は昭和59年11月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、B社の後継事業所であるG社に照会したところ、申立期間当時、B社には5つの工場があり、社会保険の適用及び給与の支払については各工場で行っていたため、各工場に係る資料は当社には無く、59年にB社は解散し、B社C工場はH社として独立したと回答している。

また、H社は、平成18年12月17日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡しているため、申立人に係る厚生年金保険の適用について確認することができなかった。

さらに、申立期間当時、当該工場において厚生年金保険の被保険者となっている者は、季節労働者だった時期は厚生年金保険に加入しておらず、正社員になってから加入した、C工場では季節労働者は厚生年金保険には加入していなかったと供述している。

加えて、申立人が一緒に勤務したとしている同僚も、当該工場において厚生年金保険の記録が無い上、F協会が保管している昭和39年度及び40年度会員名簿の当該事業所欄に記載されている者は、全員が申立期間において当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記録が無い。

D社に係る申立期間④及び⑤については、同社から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、申立人の同社に係る厚生年金保険の資格取得日は昭和41年9月1日、資格喪失日は45年10月1日であることが確認でき、これらの記録は健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致しており、申立人の健康保険被保険者証の返納年月日は同年12月1日と記録されているほか、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

さらに、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっている複数の者に照会したが、申立内容を裏付ける供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①から⑤までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年5月1日から同年7月29日まで
② 昭和30年5月1日から同年9月1日まで

私は申立期間①についてはA社（その後、B社C工場）に、申立期間②についてはD社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。

保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の資料は無いが、厚生年金保険に加入しているはずである。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①については、E事業所が保管している申立人の履歴カード及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社が保管する被保険者名簿によると、申立人に係る厚生年金保険の資格取得日は昭和26年7月29日と記録されており、当該記録は厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録と一致している。

また、申立人は臨時職員であったと供述しているが、申立期間当時に臨時職員として勤務していた複数の同僚について調査したところ、入社月の翌々月に厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

D社に係る申立期間②については、E事業所が保管している申立人の履歴カードにより、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立事業所は平成13年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、申立人に係る勤

務実態や厚生年金保険の適用について関連資料や供述を得ることができなかった。

また、申立事業所に勤務していた複数の同僚に照会したが、申立内容を裏付ける具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は昭和 30 年 9 月 1 日と記録されているほか、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 11 月 1 日から 39 年 10 月ごろまで
私は申立期間においてA社に勤務していたが、社会保険事務所(当時)に確認したところ厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てているが、同社は平成元年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡又は所在不明であり、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

また、申立人から供述のあった同僚及び申立期間当時に当該事業所に勤務していた多数の同僚に照会したが、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できる供述や関連資料を得ることはできなかった。

さらに、申立期間当時の社会保険事務担当者は、現場には多くの作業員がおり、すべての者を厚生年金保険に加入させていたわけではないと供述している。

加えて、オンライン記録により、申立人は申立期間を含む昭和39年8月17日から同年11月28日までの期間、別事業所において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 1 日から 34 年 4 月 1 日まで

私は申立期間にA事業所（現在は、B事業所）に臨時職員として勤務したが、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。昭和 44 年にB事業所で臨時職員として勤務した期間は厚生年金保険の被保険者記録がある。申立期間についても厚生年金保険に加入したと思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所の事業を統括するC事業所が保管している申立人に係る人事関係資料により、申立人は申立期間にA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、C事業所及びB事業所に照会したが、申立人に係る人事関係資料のほかに申立内容を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、オンライン記録及び事業所記号簿によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所として存在した記録は無く、昭和 35 年 4 月 1 日に同事業所から改称したB事業所は 56 年 6 月 1 日に新規適用事業所となっていることが確認できる。

さらに、申立人が昭和 44 年にB事業所に勤務した際は、C事業所において厚生年金保険の適用を受けていたことから、事業所記号簿を確認したところ、C事業所は 35 年 11 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではない。

加えて、申立期間にC事業所及びB事業所と同様にC事業所が統括する県内の事業所で勤務したと供述する複数の者について、申立期間に厚生年

金保険の被保険者であった者は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。